

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530809

研究課題名(和文) 決定手続きにおける権威者に対する印象の形成過程

研究課題名(英文) Impression formation process of authority in the public decision procedure

研究代表者

今在 慶一郎 (Imazai, Kei-ichiro)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：40359500

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：公的な決定場面における手続きの公正さについて検討を行った。1. 実験室実験を行い、決定を受ける当事者が、手続きを公正であると感じ、決定に納得する要因について検討し、鄭重さと説明責任の効果を確認した。2. 政治的決定における首相に対する評価と衆議院選挙における投票行動の関係について検討した。首相が公正であると感じた有権者ほど投票を行いやすく、また、与党を支持しやすいことが確認された。3. 結果に強制力のない労働審判であっても、紛争当事者は審判員が公正であると感じることによって、和解しやすくなることが確認された。

研究成果の概要(英文)：Perceived justice, its factor and effects in public decision processes were examined. 1. Laboratory experiment was conducted, the factors which make the people concerned perceive justice and consent decisions are examined, and it was suggested that politeness and accountability promote to perceive procedural justice. 2. The relations of the voting behavior in an evaluation and the Lower House election for the prime minister in the political decision process was examined. It was confirmed that people who perceived the prime minister being fair do vote and support the ruling party. 3. Although labor tribunal is a system of the ADR which cannot force decision on people, it was confirmed to become easy for the parties to be reconciled with each other by feeling that umpires were fair in that process.

研究分野：社会心理学

キーワード：手続き的公正 鄭重さ 説明責任

1. 研究開始当初の背景

本研究では、国や社会、あるいは組織において物事を決定する際の手続きと、手続きを運用する権威者（手続き的公正研究では決定手続きの運用を任された人物を「権威者」という）について検討する。手続き的公正に関する先行研究では、裁判、裁判外紛争、企業などの組織内決定、国や公共団体の政治的決定などがとりあげられ、決定を受けた当事者（裁判の原告・被告、企業の従業員、国民・住民など）は、決定の利己的好ましさによって態度を変化させるだけではなく、手続きが公正であると感ずることによって1. 当該決定に従いやすくなる、2. 決定を下した集団や機関（裁判所、企業、国・行政など）への信頼や同一化を強めるといったことが確認されてきた。

当事者に手続きが公正であることを感じさせる心理的要因についてはいくつかの主張がある。Thibaut & Walker(1975)は、民事訴訟を模した実験から、当事者自身が手続きに関与して結果に影響を与えることができたというコントロール感であるとした。また、Leventhal(1980)は、手続き一般について、手続きの一貫性、偏りのなさ、正確さ、修正可能性、代表性、倫理性がその要因であると理論的に予測した。しかしながら、今日、多くの研究を通じて確認されている手続き的公正感の主たる要因は、Lind & Tyler(1988)およびTyler & Lind(1992)が主張した集団内権威者に対する対人認知である。その主張に従えば、集団に所属する人々は、自己が集団(社会)成員として認められることに関心を持っており、集団を代表する権威者から集団(社会)の一員としてふさわしい扱いを受けることによって、社会的同一性を確認し、決定を受容しやすくなったり、集団の一員としての帰属感を強めたりするとされる。

権威者の印象が手続き的公正の主たる要因であることは、Lindらが研究対象とした米国のみならず(e.g. Moorman, R.H., 1991; Niehoff, B.P. & Moorman, R.H., 1993)、本研究の申請者を含めたわが国の研究者によっても繰り返し確認されている(e.g. 今在慶一郎・今在景子, 2004; 2005; 2006)。しかしながら、権威者の効果を確認した従来の研究では、確かに権威者に対する評価が好意的な当事者ほど手続きを公正と感じ、決定を受容しやすく、集団に同一化しやすいことが確認されているものの、それが実際に集団成員としての社会的同一性に基づく効果であることが直接確認されてきたわけではない。例えば、申請者による近年の研究では、権威者がもたらす手続き的公正感には、集団に所属していることによってもたらされる長期的利得に対する期待(今在慶一郎・今在景子, 2008; 2009a; 2009b)や、実際に下された決定よりもさらに都合のよい決定が下される可能性はなかったことを打ち消す効果(今在慶一郎・今在景子, 2010)があることが指摘されている。このように、権威者の印象が手続き的公正

要因であるとしても、それには社会的同一性の確認以外に、さまざまな複数の心理的効果が含まれている可能性があると考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、手続き的公正に関する複数の諸理論をとりあげ、権威者効果をもたらす刺激や権威者に関連する状況と、それらがもたらす心理過程について検討する。従来、権威者の心理的効果と結び付けて論じられることがなかった他の理論の視点から、権威者を捉えなおすことにより、権威者効果に含まれる複数の心理的効果を明らかにできると考えられる。

3. 研究の方法

(1) 先行研究の理論的整理

手続き的公正要因の構造的要因と対人的要因についての文献を整理し、特に対人的要因に注目し、先行研究で見られた主張の共通性に注目した。

(2) 実験室実験

本実験では、裁判員による刑事裁判を簡略にした意思決定場面を設定し、実験参加者は被告人を弁護する実験協力者として、裁判員役の実験参加者に対し、被告人の量刑が軽くなるよう主張する役割を果たすよう依頼した。その際、実際の裁判は複数の裁判員と職業裁判官の合議であるが、本実験は法律の素人である裁判員の判断について研究することを目的としており、実験でのやりとりは本物の裁判とは異なり、裁判員役の参加者が1名で量刑を判断するので、それをできるだけ軽くするよう教示した。また、当該事件は過去に懲役10年の判決が下された実際の事件であり、裁判員制度が開始される前の事件であるため、今回の実験では素人が妥当と思う量刑をあらためて判断してもらうことになっていると伝えられた。

なお、実際には弁護をする実験参加者が真の実験参加者であり、裁判員役の参加者は存在しない。実験終了後、これらの実験上のデセプションについては、実験終了後、実験の目的とともに参加者に伝えられた。さらに、本実験は、実験参加者に対する謝礼はなく、心理学の実験に参加することに同意したボランティアを募って実施された。

実験参加者は大学生44名(女性30名、男性14名)、平均年齢20.07歳(SD=.95)。はじめに、参加者は、実際にあった事件のドキュメンタリーの一部を視聴し、裁判員の役割を担当する別の参加者がおり、その人物が量刑の判断をするので、できるだけ刑が軽くなるよう、被告人の弁護をするよう求められた。参加者は、パーソナルコンピュータが1台設置された個室ブースに入り、パーソナルコンピュータの画面でドキュメンタリーを5分程度視聴した。

ドキュメンタリー視聴後、参加者は継続して、パーソナルコンピュータを介して、隣の

ブースにいと説明された裁判員と量刑についてチャット形式で3回発言した。参加者の発言は、裁判員役の発言が表示される度に、それに対する回答を行うという順番ですすめられた。裁判員の発言は、実際にはあらかじめプログラムされたもので、その決定についても一律に懲役10年が妥当であるとされた。参加者は、懲役10年という決定を示された後、手続きや結果、裁判員について評定を行った。

実験は、説明責任要因（詳細／簡略）×鄭重要因（敬語／平語）の2要因4水準であり、裁判員の発言を通して操作が行われた。実験参加者は各条件について11名であった。説明責任要因の詳細条件では裁判員が懲役10年を妥当だと思ふ理由が詳しく述べられ、最後に箇条書きで整理された理由が示された。簡略条件では裁判員の判断の理由は述べられず、結論だけが述べられるだけであった。鄭重要因については裁判員からの発言が、敬語であるか学生の日常会話で使用するような表現であるかを操作した。参加者は、裁判員からこれらの発言が示される度に発言を求められたが、裁判員の発言内容は統制されており、参加者の発言内容がどのようなものであっても条件ごとに同様の発言が行われた。

(3) アーカイブデータの分析

本研究で使用するデータは、東京大学社会科学研究所が行った“労働審判制度利用者調査”によって得られたものであるが、過去に研究代表者が参加した研究会が寄託したものである。

全国の裁判所で労働審判手続きによって調停が成立したか審判が告知された期日に裁判所に出頭した当事者1,782名（労働者側当事者、使用者側当事者ともに891名）に対して調査を依頼した。労働審判は民事訴訟と異なり、公開される手続きではないため、当事者のプライバシーを尊重する観点から、調査に関する説明書と調査協力の意思を確認する葉書を渡し、この葉書を通じて回答の意思と調査票送付先住所を知らせてきた当事者のみに調査票を郵送した。この後、実際に調査票に回答し、返送した者は494名であった（労働者側回答者309票、使用者側回答者185票）。調査時期は2010年7月から同年11月11日までである。

さらに、本研究では最終的な結果に対する印象だけでなく、当事者が経験した手続きについて焦点をあてているため、分析にあたっては、代理人に解決を全面的に任せた者ではなく、審判手続きに“全て立ち会った”と回答した者のみに限定したため、最終的な分析対象は433名（労働者側回答者271票、使用者側回答者162票）となった。

(4) インターネット調査

インターネット調査を専門に行う業者7に

作業を依頼した。調査会社にモニター登録をしている20歳以上70歳未満の人々を対象に、2,500人分のサンプル数を集めることを目標とし、35,900人を無作為抽出し、メールによる調査協力の依頼を行った。選挙は2014年12月14日（日）に行われたが、調査のためのウェブサイトは直後の12月15日（月）午前6時から配信された。調査は12月16日（火）午前6時16分で終了している。回答を中断したものについては除外され、2,770人分のデータが集められたが、業者との事前の契約により2,500人分がランダムに抽出され、納入された。なお、謝礼は現金に還元可能なポイントであったが、相当する金額については公開されていない。

全国の男女2,500人（男性1,179人、女性1,321人）、平均年齢46.68歳（SD13.48）。職業については、“民間企業・商店”779人（31.2%）、“主婦”660人（26.4%）、“無職”（13.2%）、“教員・技術職・専門職”182人（7.3%）、“公務員”66人（2.6%）、“学生”44人（1.8%）、“農林水産業”22人（0.9%）、その他417人（16.7%）であった。最終学歴については、“大学・大学院卒”983人（39.3%）、“高等学校卒”779人（31.2%）、“短大・専門学校・高専卒”631人（25.2%）、“中学校卒”79人（3.2%）、“その他”28人（1.1%）であった。

4. 研究成果

(1) 先行研究の理論的整理

手続き的公正感にはさまざまな要因があることが確認されてきたが、それらはあらかじめ決められた規則のような手続きの構造に関するものと、手続きの運用を任された集団や組織の権威者に対する印象のような対人的なものに大別できる。さらに近年では、対人的要因については、手続きに不正がなかったことを示すアカウントビリティと、手続きによって影響を受ける当事者に対する鄭重さの二つを指摘する研究が見られる。先行研究では、しばしば対人的要因による強い効果が確認されてきたが、その理由として、1. 対人的要因には複数の効果が含まれている可能性がある、2. 認知的バイアスによって過度に権威者を印象付けられてしまう可能性があると考えられる。

(2) 実験室実験

近年の手続き的公正感の研究によれば、社会的同一性の維持に関連した権威者から受ける鄭重な対応と、意思決定に関する説明責任を果たすことが主要な対人的要因であると考えられる。その一方で、従来の対人的要因を扱った研究では、質問紙による調査研究が多く、要因とされる権威者の対人評価も結果とされる効果とされる手続き的公正感や態度の変容などの変数が一時点で同時に事後的に測定されてきたことから、疑似相関や逆の因果関係があることを否定しきれない、あるいはハロー効果や記憶の曖昧さから各

項目に対する反応が類似してしまい、不当に相関関係が高くなってしまっている可能性があると考えられる。

本研究では、そうした従来の研究における測定上の限界を考慮し、鄭重さを敬語の使用によって、また説明責任を判断根拠に関する情報量によって客観的に操作した実験による検討を行った。実験1では鄭重さの効果が確認されたものの、説明責任による効果は確認されなかった。説明責任の効果が確認されず、鄭重さの効果のみが確認されたことについては、認知処理が行われる過程が周辺ルートであったために、判断内容を精査するための情報が必要とされず、表面的には人当たりの良い印象を与える敬語の使用の影響が大きくなったと推測された。そこで、参加者の説明内容に対する関心を強める作業を付加して実験を行ったところ、説明責任要因の効果のみが確認された。

これらの結果から、認知処理上の周辺ルートが活性化された当事者は鄭重要因によって、また、中心ルートが活性化された当事者は説明責任要因によって手続き的公正感を強めやすくなることが示唆された。このことは、従来、手続き的公正感の対人要因については、いくつもの種類が存在するとされてきたが、今回の分析結果から、それらは常に並列して効果を発生させるとは限らず、その効果の有無や強弱は状況によって変化しうることを示していると考えられる。

このような要因を変化させるひとつの機構として、認知処理の周辺ルートと中心ルートが存在すると考えられる。本実験では、相手の発言をメモさせるという方法を用いたが、説得研究によればルートの代表的なスイッチは当事者の自我関与、認知的欲求、責任、そして情報を吟味するための注意の集中、繰り返し、知識、理解であるとされている(Petty & Cacioppo, 1986)。このため、実際の裁判であれば、結果の重要性が自我関与を高めることによって、また法人担当者のような人物であればその責任と知識・理解によって、さらに、事実関係を明らかにしたい当事者たちであれば認知的欲求によってといった具合に、中心ルートが活性化される状況に置かれた当事者は、裁判官の鄭重な言動よりも、彼らが示す判断の根拠のようなより理念的、論理的なポイントを精査するようになると考えられる。

(3) アーカイブデータの分析

紛争を解決するために自発的合意が必要とされる労働審判について、手続き的公正感が果たす役割について検討した。本研究の分析では当事者の認知過程を直接測定してはいないため、その明瞭さに一定の限界はあるものの、労働者側当事者と使用者側当事者は、ともに法的権威である審判官(裁判官)に対して好ましい印象を持つほど、審判手続きに対する公正を感じやすいことが示された。し

かしながら、労働者側当事者の場合、審判官に対する印象に基づいて直接結果に対する妥当性を判断しやすいのに対して、使用者側当事者の場合、審判官に対する印象が一旦、手続き的公正感を媒介した上で結果に対する妥当性を判断しやすいことが示された。また、労働審判に臨んだ際の期待・関心の分析からは、労働者側当事者の公正関心の内容が必ずしも明確でなかったのに対し、使用者側当事者の公正関心は審判手続きを通じて公正に解決を図ることに焦点化されていた。これらの結果は、損害の補償を求めるケースが多い労働者側当事者の場合、主観的に得られるべき結果を得ることが重要であるため、手続きという解決過程の形式的側面の印象は結果の妥当性に対する判断に影響しにくいと考えられる。他方、損害の補償を求められるケースが多い使用者側当事者の場合、労働問題への対処経験や法的知識の不足から結果に対する明確な基準を持ちにくく、公正な手続きを通じて妥当な結果が導かれることを希望し、結果の如何に関わらず、公正な手続きを通じて導かれた結果を受け入れやすくなると思われる。

ただし、使用者側当事者と労働者側当事者の相違は確認されたものの、このような認知過程が直接確認されたわけではない。このため、本考察の妥当性は、より直接的な方法を用いて確認される必要があると考えられる。

(4) インターネット調査

国政に対する手続き的公正感が政権支持、および衆議院選挙における投票行動を促進すると予測し、インターネット調査によって収集したデータを分析したところ、手続き的公正感は政権支持を促進し、また、政治的効力感を強めることが確認された。さらに、そのような政治的効力感は政党の違いに関わらず、投票行動を促進し、棄権を抑制することが確認された。有権者個人にとって、投票は直接自己利益をもたらす行為とは考えにくいだが、集団への同一化を促す働きがある手続き的公正感が、有権者の一員であるという自覚を強め、政治制度全体に対する支持的態度が促進された結果、具体的な投票という行動を促したと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

①今在 慶一郎 (2015). 労働審判における公正への関心、手続き的公正感、結果の主観的妥当性 心理学研究(査読あり), 86, (印刷中).

②今在 慶一郎 (2013). 手続き的公正の構造的要因と对人的要因北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編)(査読なし), 63, 53-59.

〔学会発表〕(計1件)

①今在 慶一郎 手続き的公正感に対する説

明と丁寧さの効果 日本社会心理学会第5
4回大会 那覇 2013/11/2

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今在 慶一郎 (IMAZAI, Kei-ichiro)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：40359500